

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝来市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県朝来市長

公表日

令和4年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法の規定に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るため、母子手帳の交付、健診、保健指導等の各事業を実施する。</p> <p>特定個人情報は、以下の母子保健に関する事務において、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理、事実の確認 ⑤母子健康手帳の交付、台帳の整備、再交付 ⑥妊産婦の訪問指導の実施 ⑦低体重児の届出の受理、事実の確認 ⑧未熟児の訪問指導の実施</p>
③システムの名称	健康家族システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子管理ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 69の2の項(別表第二における情報提供の根拠) 56の2の項のうち、第三欄が「市町村長」で、第四欄に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項、69の2の項のうち、第三欄が「市町村長」で、第四欄に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠) 第38条の3(情報提供の根拠) 第30条、第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健幸づくり推進課
②所属長の役職名	健康福祉部 健幸づくり推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 健幸づくり推進課 TEL 079-672-5269</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部 地域医療・健康課長 森下 久美子	健康福祉部 地域医療・健康課長	事後	見直し
平成30年7月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒669-5268 兵庫県朝来市和田山町立ノ原26番地 朝来市役所 健康福祉部 地域医療・健康課 TEL 079-672-5269	〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 地域医療・健康課 TEL 079-672-5269	事後	見直し
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数可	平成28年1月15日	平成30年4月1日	事後	見直し
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数可	平成28年1月15日	平成30年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 総務部 総務課 TEL 079-672-6115	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和1年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）56の2の項のうち、第三欄が「市町村長」で、第四欄に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）第30条第7項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠）69の2の項（別表第二における情報提供の根拠）56の2の項のうち、第三欄が「市町村長」で、第四欄に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項、69の2の項のうち、第三欄が「市町村長」で、第四欄に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）第30条第7項 	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠）69の2の項（別表第二における情報提供の根拠）56の2の項のうち、第三欄が「市町村長」で、第四欄に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項、69の2の項のうち、第三欄が「市町村長」で、第四欄に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）第30条第7項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠）69の2の項（別表第二における情報提供の根拠）56の2の項のうち、第三欄が「市町村長」で、第四欄に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項、69の2の項のうち、第三欄が「市町村長」で、第四欄に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報照会の根拠）第38条の3（情報提供の根拠）第30条、第38条の3 	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 地域医療・健康課	健康福祉部 健幸づくり推進課	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉部 地域医療・健康課長	健康福祉部 健幸づくり推進課長	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 地域医療・健康課 TEL 079-672-5269	〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺378番地1 朝来市役所 健康福祉部 健幸づくり推進課 TEL 079-672-5269	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し